

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーについて、再整備事業の実施により、新施設を供用すること等に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成 8 年滋賀県条例第 44 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 新施設の供用に伴い、第 2 艇庫等の使用料の額および利用料金の上限額の設定その他必要な規定の整備を行うこととします。（別表関係）

(2) その他

ア この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

議第96号

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年6月20日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図る」を「スポーツの普及振興を図るとともに、県民の心身の健康づくりに資する」に改める。

第2条第1号中「斜路、栈橋」を「陸置場、栈橋、会議室」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施

別表第1項の表を次のように改める。

区 分		金 額			
		1 室 1 年につき	1 艇 1 年につき		
			上 段	中 段	下 段
第 1 艇庫	1 － 1	円 1, 893, 000	円 99, 000	円 132, 000	円 165, 000
	1 － 2				
	1 － 3	円 948, 000			
	1 － 4				
	1 － 5				
	1 － 6				
	1 － 7				
	1 － 8	－	99, 000		
	2 － 1	1, 080, 000	円 56, 000	円 76, 000	円 93, 000
	2 － 2	円 540, 000			
	2 － 3				
	2 － 4				
	2 － 5	1, 080, 000			
	2 － 6	920, 000			
	2 － 7	540, 000			

	2 - 8	139,000			
第 2 艇 庫		872,000			—

別表第3項を同表第5項とし、同表第2項中「斜路および」を削り、同項を同表第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 会議室

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時30分から 午後7時まで
会 議 室	1時間につき 630円	1時間につき 860円	1時間につき 1,260円

別表第1項の次に次の1項を加える。

2 陸置場

区 分	金 額
1 日 使 用 料	円 1艇1日につき 900
月 間 使 用 料	1艇1月につき 5,800
年 間 使 用 料	1艇1年につき 50,000

別表注2中「斜路または栈橋」を「陸置場、栈橋または会議室」に改め、同表注3中「斜路および」を削り、同表注4中「1月と」を「その端数を1月と」に改め、同表中注6を注8とし、注5を注7とし、注4の次に次のように加える。

5 陸置場について、月間使用料をもって計算する場合の使用期間に1月未満の端数があるときはその端数を1月として、年間使用料をもって計算する場合の使用期間に1年未満の端数があるときはその端数を1年として計算する。

6 会議室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。）は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後7時以降の場合は夜間とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新																																																						
(設置) 第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、ヨット競技を通じて<u>県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため</u>、滋賀県立柳が崎ヨットハーバー（以下「ヨットハーバー」という。）を大津市柳が崎に設置する。 (業務) 第2条 ヨットハーバーは、次に掲げる業務を行う。 (1) 艇庫、<u>斜路、栈橋</u>その他の施設および設備器具の提供 (新設) <u>(2) 省略</u> 第3条～第15条 省略 付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 艇庫 <table><tr><th rowspan="3">区 分</th><th colspan="4">金 額</th></tr><tr><th>1室1年につ</th><th colspan="3">1艇1年につき</th></tr><tr><th>き</th><th>上 段</th><th>中 段</th><th>下 段</th></tr><tr><td>1-1</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>1-2</td><td>1,893,000</td><td>99,000</td><td>132,000</td><td>165,000</td></tr><tr><td>1-3</td><td>948,000</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区 分	金 額				1室1年につ	1艇1年につき			き	上 段	中 段	下 段	1-1	円	円	円	円	1-2	1,893,000	99,000	132,000	165,000	1-3	948,000				(設置) 第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、ヨット競技を通じて<u>スポーツの普及振興を図るとともに、県民の心身の健康づくりに資するため</u>、滋賀県立柳が崎ヨットハーバー（以下「ヨットハーバー」という。）を大津市柳が崎に設置する。 (業務) 第2条 ヨットハーバーは、次に掲げる業務を行う。 (1) 艇庫、<u>陸置場、栈橋、会議室</u>その他の施設および設備器具の提供 <u>(2) スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施</u> <u>(3) 省略</u> 第3条～第15条 省略 付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 艇庫 <table><tr><th rowspan="3">区 分</th><th colspan="4">金 額</th></tr><tr><th>1室1年につ</th><th colspan="3">1艇1年につき</th></tr><tr><th>き</th><th>上 段</th><th>中 段</th><th>下 段</th></tr><tr><td rowspan="3">第1艇庫</td><td>1-1</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>1-2</td><td>1,893,000</td><td>99,000</td><td>132,000</td></tr><tr><td>1-3</td><td>948,000</td><td></td><td></td></tr></table>	区 分	金 額				1室1年につ	1艇1年につき			き	上 段	中 段	下 段	第1艇庫	1-1	円	円	円	1-2	1,893,000	99,000	132,000	1-3	948,000		
区 分		金 額																																																					
		1室1年につ	1艇1年につき																																																				
	き	上 段	中 段	下 段																																																			
1-1	円	円	円	円																																																			
1-2	1,893,000	99,000	132,000	165,000																																																			
1-3	948,000																																																						
区 分	金 額																																																						
	1室1年につ	1艇1年につき																																																					
	き	上 段	中 段	下 段																																																			
第1艇庫	1-1	円	円	円																																																			
	1-2	1,893,000	99,000	132,000																																																			
	1-3	948,000																																																					

<u>1-4</u>				
<u>1-5</u>				
<u>1-6</u>				
<u>1-7</u>				
<u>1-8</u>	<u>—</u>	<u>99,000</u>		
<u>2-1</u>	<u>1,080,000</u>	<u>56,000</u>	<u>76,000</u>	<u>93,000</u>
<u>2-2</u>	<u>540,000</u>			
<u>2-3</u>				
<u>2-4</u>				
<u>2-5</u>	<u>1,080,000</u>			
<u>2-6</u>	<u>920,000</u>			
<u>2-7</u>	<u>540,000</u>			
<u>2-8</u>	<u>139,000</u>			

(新設)

2 斜路および栈橋 1艇1日につき 1,980円

(新設)

<u>1-4</u>				
<u>1-5</u>				
<u>1-6</u>				
<u>1-7</u>				
<u>1-8</u>	<u>—</u>	<u>99,000</u>		
<u>2-1</u>	<u>1,080,000</u>	<u>56,000</u>	<u>76,000</u>	<u>93,000</u>
<u>2-2</u>	<u>540,000</u>			
<u>2-3</u>				
<u>2-4</u>				
<u>2-5</u>	<u>1,080,000</u>			
<u>2-6</u>	<u>920,000</u>			
<u>2-7</u>	<u>540,000</u>			
<u>2-8</u>	<u>139,000</u>			
<u>第2艇庫</u>	<u>872,000</u>	<u>—</u>		

2 陸置場

<u>区 分</u>	<u>金 額</u>
<u>1 日 使 用 料</u>	<u>1艇1日につき 900</u> 円
<u>月 間 使 用 料</u>	<u>1艇1月につき 5,800</u>
<u>年 間 使 用 料</u>	<u>1艇1年につき 50,000</u>

3 栈橋 1艇1日につき 1,980円

4 会議室

<u>区 分</u>	<u>金 額</u>		
	<u>午 前</u>	<u>午 後</u>	<u>夜 間</u>
	<u>午前8時30分から</u>	<u>午後1時から午後</u>	<u>午後5時30分から</u>

3 省略

注1 省略

2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として艇庫、斜路または栈橋を学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3 艇庫を使用する場合は、斜路および栈橋の使用については、無料とする。

4 艇庫の使用期間が1年未満であるときは月割りによって計算し、その期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。

(新設)

(新設)

	午後零時30分まで	5時まで	午後7時まで
会議室	1時間につき	1時間につき	1時間につき
	630 円	860 円	1,260 円

5 省略

注1 省略

2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として艇庫、陸置場、栈橋または会議室を学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3 艇庫を使用する場合は、栈橋の使用については、無料とする。

4 艇庫の使用期間が1年未満であるときは月割りによって計算し、その期間に1月未満の端数があるときはその端数を1月として計算する。

5 陸置場について、月間使用料をもって計算する場合の使用期間に1月未満の端数があるときはその端数を1月として、年間使用料をもって計算する場合の使用期間に1年未満の端数があるときはその端数を1年として計算する。

6 会議室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。）は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後7時以降の場合は夜間とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

5 · 6 省略

7 · 8 省略